

速度取締り指針

令和 8年 7月
瀬戸内警察署

● 瀬戸内警察署管内の速度取締り重点路線

重点路線	区 間	規制速度	重点時間帯
国道58号	全 域	50km/h・40km/h	7:00～20:00
県道名瀬瀬戸内線			
県道湯湾新村線		50km/h	
県道蘇刈古仁屋線		40km/h	

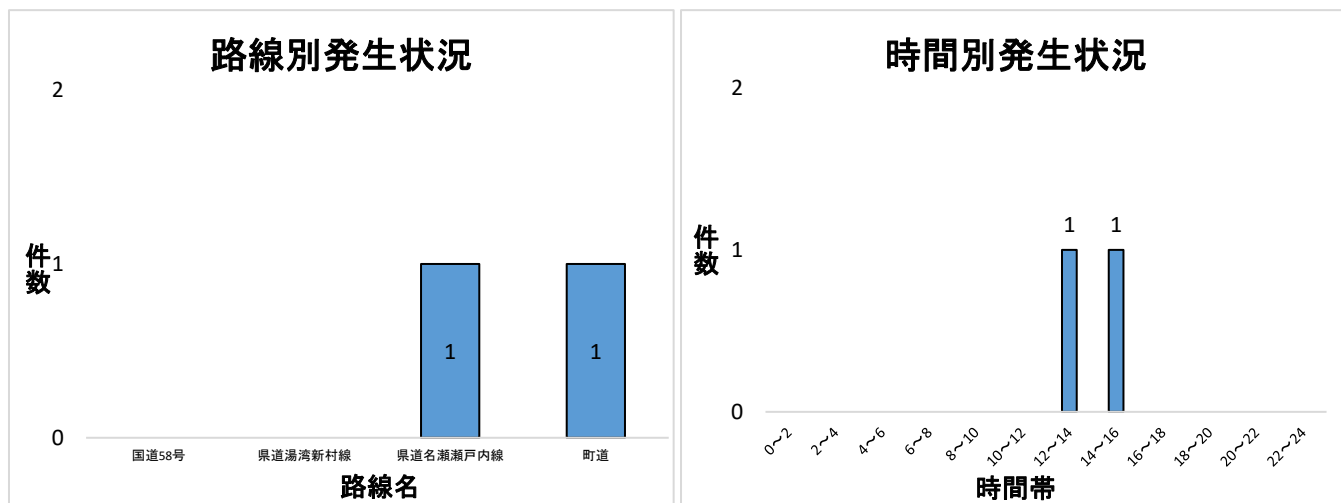
※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

● 瀬戸内警察署管内の交通事故発生状況(人身事故)

(令和8年6月末現在)

	発生件数	死者数	負 傷 者 数		
				重傷	軽傷
令和8年	2	0	2	2	0
令和7年中	6	1	8	2	6
前年同期比	-2	±0	-3	+1	-4

● 瀬戸内警察署管内における人身事故実態(令和8年6月末現在)



【令和8年中における人身事故の特徴】

- 瀬戸内町内で2件発生しています。
- 路線別では、県道など、交通量の多い幹線路線で発生しています。
- 発生時間帯は、正午すぎに発生しています。
- 事故発生場所については、いずれも交差点で発生しています。

【一歩間違えば死亡事故に発展するような事故も発生しています！

運転時には「かもしれない運転」を励行しましょう。】

● その他の交通指導取締り要点

重点路線では、速度取締りのほか、シートベルト非装着、携帯電話使用等の交通違反及び信号無視、一時不停止、横断歩行者妨害等といった交差点に関連する交通違反についても取締りを強化します。